福利 医疗

福祉・医療

老年人

老人俱乐部

各地区的老年人自主地聚在老人俱乐部，通过交谈加深了解，参加社会服务或志愿者活动，举办以提高人生价值为目的的活动以及促进健康的活动等。

问讯处：越谷市老人俱乐部联合会事务局
（榉树庄内） ☎ 048-965-5822

老人福利中心

为 60 岁以上（含 60 岁）的人提供增进健康、提高修养以及进行自主活动的场所，使他们能过上健康而充实的生活。还举办修养讲座和健康咨询等活动。

问讯处：榉树庄 ☎048-965-5822
楠木庄 ☎048-979-6600
百合木庄 ☎048-992-6601
桧树庄 ☎048-973-7903

越谷成年人监护中心

利用“成年人监护制度”，保护判断力不足的老年人、智力障碍者、精神障碍者等的财产和权利。

主要活动内容：

- 成年人监护制度的启发和普及
- 有关利用成年人监护制度的咨询以及协助办理手续
- 承担法人监护等

问讯处：社会福利协议会 ☎ 048-966-2281

后期高龄者医疗制度

已加入国民健康保险或被用者保险（健康保险组合、共济组合等）的人，如果符合以下“对象”条件，也必须从上述保险转为加入后期高龄者医疗制度。

此制度由埼玉县内的所有市町村组成的“埼玉县后期高龄者医疗广域连盟”运营，市町村受理各种申请和咨询等，为被保险者提供方便的窗口业务。

对象：原则上是居住在埼玉县内的 75 岁及 75 岁以上的人（65 岁～未满 75 岁，身体有一定残障并通过申请得到广域连盟认定的人也包括在内）。

保险费：广域连盟的地区内（埼玉县内）的保险费率统一。

负担一部分费用：个人负担一部分医疗费（原则上为 10%，但是与工薪阶层相仿的收入者为 30%）。每个月的个人负担限度额有规定，超额部分为高额医疗费的支付对象。

问讯处：国民健康保险课 ☎ 048-963-9170

【高齢者】

●老人クラブ

各地域の高齢者が自主的に集まり、互いに話し合い、親しみを深めながら社会奉仕やボランティア活動、生きがいを高めるための活動および健康づくりの活動などを行っています。

【問合せ】越谷市老人クラブ連合会事務局
（けやき荘内） ☎965-5822

●老人福祉センター

健康で生きがいのある生活が送れるよう、60歳以上の方を対象に、健康の増進・教養の向上等、自主活動の場を提供しています。また教養講座や健康相談事業なども実施しています。

【問合せ】けやき荘 ☎965-5822
くすのき荘 ☎979-6600
ゆりのき荘 ☎992-6601
ひのき荘 ☎973-7903

●成年後見センターこしがや

判断能力の不十分な高齢者や知的障がい者、精神障がい者の方などの財産や権利を守る「成年後見制度」の利用を支援します。

- 主な事業内容
  - ➢ 成年後見制度の普及・啓発
  - ➢ 成年後見制度の利用に関する相談、手続き支援
  - ➢ 法人後見の受任など

【問合せ】社会福祉協議会 ☎966-2281

●後期高齢者医療制度

国民健康保険や被用者保険（健康保険組合、共済組合など）に加入されている方も、下記「対象」の方は、これらの保険から後期高齢者医療制度への加入となります。

この制度は、埼玉県内の全市町村で構成する「埼玉県後期高齢者医療広域連合」が運営し、「市町村」は各種申請の受付・相談など、被保険者にとって身近な窓口業務を行います。

- **対象**：原則、埼玉県内にお住まいの75歳以上の方が対象となります（65歳以上75歳未満の一定の障がいのある方で、申請して広域連合の認定を受けた方も対象となります）。
- **保険料**：広域連合の区域内（埼玉県内）では、均一の保険料率となります。
- **一部負担金**：かかった医療費の一部は自己負担（原則1割。ただし、現役並み所得者は3割）となります。なお、月額の自己負担限度額が決められており、限度額を超えた分は高額療養費の支給対象となります。

【問合せ】国民健康保険課 ☎963-9170

越谷市地区综合支援中心

地区综合支援中心是为了使老年人能够在住惯的越谷一直生活下去并且尽量不需要护理，利用地区的社会资源提供必要支援的综合性机构，配置有保健师、社会福利士、主任护理负责人等专业人员，负责扶助老年人的生活。

地区综合支援中心作为地区综合护理的核心机构，除了给持有“要支援 1、2”资格的人制定护理计划以外，还受理各种咨询（包括身体健康的人以及需要护理的人），并提供必要的支援。

问讯处：

各设施和电话号码见右。

●越谷市地域包括支援センター

地域包括支援センターとは高齢者が住み慣れた越谷ずっと暮らせるように、またできるだけ要介護状態にならないよう地域にある社会資源を使って必要な援助・支援を総合的に行う機関です。保健師等・社会福祉士・主任ケアマネージャーといった専門職を配置し、高齢者の生活を支える役割を担っています。

同センターは、地域包括ケアの中核機関として、要支援1・2の方を対象にケアプランを作成するほか、元気な方から介護が必要な方までのさまざまな相談を受け付け、必要な支援を行います。

【問合せ】

① シルバーケア敬愛　☎970-2015
② キャンベルホーム　☎977-3310
③ 憩いの里　☎963-3331
④ あいあい　☎971-1077
⑤ 越谷ホーム　☎978-6500
⑥ 大孝　☎985-3303
⑦ かけはし　☎985-4700
⑧ 越谷なごみの郷　☎990-0753
⑨ おおさわ　☎972-4185
⑩ 越谷市社会福祉協議会　☎966-1851
⑪ 新越谷病院　☎964-1911
⑫ 越谷市地域包括総合支援センター　☎963-9163

外籍老年人福利补贴

为增进外籍老年人的福利，每个月支付 5000 日元补贴。但是，必须符合年龄以及不持有公共年金享有资格等的条件。

问讯处：福利推进课　☎048-963-9237

●外国人高齢者福祉手当

外国人高齢者の福祉の増進を図るため、月額5,000円の手当を支給しています。ただし、年齢、公的年金の受給資格を持たないこと等の資格要件があります

【問合せ】福祉推進課　☎963-9237

护理保险

【介護保険】

护理保险制度

护理保险制度是对卧床不起或患有痴呆症等需要护理的老年人，不仅依靠家属而且需要整个社会给予援助的制度。

护理保险由越谷市作为保险者运营，依靠 40 岁以上（含 40 岁）的人负担的保险费以及公费来支付保险费。

如果 40 岁以上（含 40 岁）的人需要护理，所接受的护理服务费的 90%或 80%由保险支付，个人负担 10%或 20%。

40～64 岁的人，因患老年初期痴呆症或脑血管疾病等引起的特定疾病而被认定为需要护理时，可以利用护理服务。

问讯处：护理保险课　☎ 048-963-9169

●介護保険のしくみ

介護保険制度は、寝たきりや認知症などで介護が必要となった高齢者を、家族だけでなく社会全体で支えていくことを目的とした制度です。

介護保険は越谷市が保険者となって運営し、40歳以上の方が負担する保険料と公費によって保険給付費がまかなわれます。

40歳以上の方で介護が必要になった場合、受けた介護サービス費用の9割または8割が保険から給付されます。その際、1割または2割の自己負担があります。

ただし、40～64歳は、初老期の認知症や脳血管疾患など老化に伴う病気（特定疾病）が原因で、介護が必要だと認められた場合にサービスを利用できます。

【問合せ】介護保険課　☎963-9169

被保险者及保险费

原则上，所有在市内有住址的 40 岁以上（含 40 岁）的人都必须加入护理保险。65 岁以上（含 65 岁）的人为第 1 号被保险者，40～64 岁的人为第 2 号被保险者。

第 1 号被保险者：65 岁以上（含 65 岁）的人

根据本人和家庭成员的市民税纳税情况等，确定所得等级分类后向越谷市交纳保险费。每年领取不少于 18 万日元（每月 15000 日元）的老年（退休）年金者，原则上从年金中扣除（特别征收），其他人通过缴纳单进行个别缴纳（普通征收）。

第 2 号被保险者：40 岁～未满 65 岁的人

- **加入国民健康保险者：**保险费的计算方法和国民健康保险税相同，以家庭为单位计算后和国民健康保险税一起向户主征收。
- **加入工作单位医疗保险者：**根据工资和各种医疗保险所设定的保险费率计算保险费，最后和医疗保险一起从工资中扣除。原则上雇主负担保险费的一半。

问讯处：护理保险课　☎048-963-9168

●被保険者と保険料

40歳以上の方は、原則として市内に住所を有するすべての方が、保険に加入しなければなりません。65歳以上の方は第1号被保険者、40～64歳の方は第2号被保険者になります。

- **第1号被保険者**：65歳以上の方

  保険料は、本人および世帯員の市民税課税状況等により所得段階区分が決定され越谷市に納めます。年額18万円（月額15,000円）以上の老齢（退職）年金等の受給者は、原則として年金から差し引き（特別徴収）となり、その他の方は納付書による個別納付（普通徴収）となります。

- **第2号被保険者**：40歳以上65歳未満の方
  - ➢ 国民健康保険に加入している方…保険料は、国民健康保険税の算定方法と同様に世帯ごとに算定され、国民健康保険税とあわせて世帯主に課税されます。
  - ➢ 職場の医療保険に加入している方…保険料は、給与と医療保険ごとに設定される保険料率に応じて算定され、医療保険料とあわせて給与から差し引かれます。なお、原則として保険料の半分は事業者が負担します。

【問合せ】介護保険課　☎963-9168

残障者（儿童）的援助

面向残障者（儿童）的咨询和援助窗口

受理在身体、智力、精神等方面有残障的人以及患有难治疾病的人的咨询，支援他们回归社会、自立以及参加社会活动。未满 18 岁的人请到育儿支援课窗口咨询。

问讯处：残障福利课　☎048-963-9164
育儿支援课　☎048-963-9172

身体残障者手册的发放

对因伤病等有身体残障者福祉法所规定的残障（1 级～6 级）的人，通过申请发给残障者手册。领到手册的人可以享受各种福利服务。

问讯处：残障福利课　☎048-963-9164
育儿支援课　☎048-963-9172

疗育手册的发放

疗育手册是给有智力障碍并且经认定其障碍程度符合一定基准的人发放的手册。根据程度分为严重Ⓐ、重度 A、中度 B、轻度 C 的 4 个等级，与身体残障者手册同样可以享受各种福利服务。

问讯处：残障福利课　☎048-963-9164
育儿支援课　☎048-963-9172

【障がい者(児)のために】

●障がい者(児)のための相談、援助の窓口

身体に障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方、難病に罹患されている方のご相談を受け、社会復帰および自立と社会参加を支援しています。18歳未満の方は、子育て支援課が窓口になります。

【問合せ】障害福祉課　☎963-9164
子育て支援課　☎963-9172

●身体障害者手帳の交付

病気やけがなどにより、身体障害者福祉法に定める障がい（1級から6級）がある方に、申請により手帳を交付しています。手帳を取得することによって、各種福祉サービスを受けることができます。

【問合せ】障害福祉課　☎963-9164
子育て支援課　☎963-9172

●療育手帳の交付

知的障がいがあり、その状態が一定の基準に該当すると認められる場合に交付される手帳です。程度により最重度Ⓐ、重度A、中度B、軽度Cの4段階に区分されており、身体障害者手帳と同じようにさまざまなサービスが受けられます。

【問合せ】障害福祉課　☎963-9164
子育て支援課　☎963-9172

精神残障者保健福利手册的发放

患有精神病（包括癫痫、痴呆症、高度脑功能障碍、发育障碍等），初诊后经过 6 个月以上并且符合精神保健福利法规定的 1～3 级障碍者，通过申请发给手册。持手册的人可以享受各种税金以及埼玉县公共设施使用费等的减免。

问讯处：残障福利课　☎048-963-9164
育儿支援课　☎048-963-9172

●精神障害者保健福祉手帳の交付

精神疾患（てんかん、認知症、高次脳機能障がい、発達障がいなども含む）があり、初診から６カ月以上経過し、精神保健福祉法に定める程度の障がい（1級から３級）がある方に、申請により交付される手帳です。各種税金や県立の公共施設利用料等の減免が受けられます。

【問合せ】障害福祉課　☎963-9164
子育て支援課　☎963-9172

越谷市儿童发育支援中心

对在发育方面需要支援的学龄前儿童，根据年龄和能力进行疗育以及接受发育咨询等，以减轻家长在育儿方面的不安情绪。

问讯处：育儿支援课　☎048-963-9172
儿童发育支援中心　☎048-940-5951

●越谷市児童発達支援センター

発達に支援の必要な就学前のお子さんを対象に、年齢や能力に応じた療育を行うほか、発達の相談などを行うことにより、子育てに関する不安の軽減を図ります。

【問合せ】子育て支援課　☎963-9172
児童発達支援センター　☎940-5951

残障者福利中心“小鸽子馆”

为促进残障者融入社会以及自立而举办讲座，还为培养残障者福利志愿者而举办各种讲习会。另外，也作为实践场所接受志愿者的实习。

开馆时间：9:00～17:00（房间可以用到 21:30 为止）
休息日：星期一、节日、年末年初
问讯处：小鸽子馆　☎048-966-6633

●障害者福祉センター「こばと館」

障がいのある方の社会参加や自立促進のための講座の実施および障がい者福祉ボランティアの育成のため、さまざまな講習会を行っています。また、ボランティア実習の場としても受け入れを行っています。

- **開館時間**：9時～17時（ただし部屋の利用は21時30分まで）
- **休館日**：月曜日、祝日、年末年始

【問合せ】こばと館　☎966-6633

生活保护 地区福利

【生活保護・地域福祉】

生活保护

对于因疾病或事故而失去家庭劳动力，或者因失业等其他理由而生活陷于困境的人，生活保护是提供其最低限度的生活保障，援助其能再次自立生活的国家制度。生活保护制度以家庭为单位，根据该家庭的保护基准，将最低生活费与家庭总收入相比，如果收入少于最低生活费，就支付差额部分作为生活保护费。

问讯处：生活福利课　☎048-963-9162

●生活保護

生活保護は病気や事故で家族の中で働く人を失ったり、失業その他の事情により生活に困る方に、最低限の生活を保障し、再び自立して生活できるよう援助する国の制度です。世帯を単位として、その世帯の保護基準に基づいた最低生活費とその世帯全体の収入額とを比較し、収入の方が少ない場合に、不足している金額を保護費として支給しています。

【問合せ】生活福祉課　☎963-9162

民生委员 儿童委员

民生委员和儿童委员是为生活上有困难的人或儿童、残障者（儿童）、老年人等需要支援时，提供咨询和必要支援的地区服务人员。

问讯处：福利推进课　☎048-963-9320

●民生委員・児童委員

生活に困っている方や児童・心身障がい者（児）、高齢者等が何らかの援護を必要とする場合に相談を受けたり、必要な支援を行う地域の奉仕者です。

【問合せ】福祉推進課　☎963-9320

灾害慰问金

对火灾或水灾等的受灾家庭，根据受灾情况支付慰问金或抚恤金。

例：住宅全部烧毁的情况　10 万日元
住宅地板浸水的情况　3 万日元

问讯处：福利推进课　☎048-963-9320

●災害見舞金

火災、水害等により被災した世帯に対して、被災内容に応じて見舞金や弔慰金を支給しています。

- 例：専用住宅全焼の場合…10万円
  専用住宅床上浸水の場合…3万円

【問合せ】福祉推進課　☎963-9320

健康 医疗

越谷市立医院

具备 CT、MRI、血管造影摄影装置、癌症放射线治疗装置等的高端医疗设备和诊疗技术。设有实行 24 小时急救医疗体制，拥有 481 张病床。

诊疗科目

内科、神经内科、呼吸科、消化科、心血管科、小儿科、外科、骨科、脑神经外科、皮肤科、泌尿科、产科、妇科、眼科、耳鼻喉科、康复科、放射科、麻醉科。

挂号时间

初诊：　8:30～11:00
无预约：8:00～11:00
有预约：8:00～17:00

休诊日

星期六、星期日、节假日、年末年初

急诊科目

内科、小儿科、外科、脑神经外科、妇产科、
联合（骨科、泌尿科、皮肤科中的 1 个科值班）
★请事先电话联系，然后去就诊。

探病时间

星期一～星期五（平日）：15:00～20:00
星期六、星期日、节假日、年末年初：13:00～20:00

问讯处：越谷市立医院　☎048-965-2221

【健康と医療】

●市立病院

ＣＴ、ＭＲＩ、血管造影撮影装置、放射線がん治療装置等、高度の医療機器と診療技術を備えています。24時間救急医療体制と病床数481床を備えた病院です。

- **診療科目**：内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科

- **受け付け時間**：
  - ➢ 初診の方…8時30分～11時
  - ➢ 予約のない方…8時～11時
  - ➢ 予約のある方…8時～17時
- **休診日**：土曜・日曜日、祝日、休日、年末年始
- **救急受け付け科目**：内科、小児科、外科、脳神経外科、産科・婦人科、連合（整形外科、泌尿器科、皮膚科のうち当番1科）※事前に電話連絡のうえ、受診してください。
- **面会時間**：
  - ➢ 月曜～金曜日（平日）…15時～20時
  - ➢ 土曜・日曜日、祝日、休日、年末年始…13時～20時

【問合せ】市立病院（東越谷10-47-1）　☎965-2221

http://www.mhp.koshigaya.saitama.jp/

越谷市保健所

平成 27 年 4 月 1 日越谷市升为中型核心城市，随之开设了越谷市保健所。

新开设的保健所在保健卫生行政方面的主要业务如下：

- 传染病和难治疾病等的咨询和申请受理
- 食品卫生和环境卫生的相关事务
- 食物中毒等的应对
- 心理健康的相关咨询

问讯处：越谷市保健所　☎048-973-7530（总线）

●越谷市保健所

本市では、平成27年4月1日の中核市移行により越谷市保健所を開設しました。

市が新たに行う保健所の保健衛生行政分野の主な業務は、以下のとおりです。

- 感染症、難病等の相談・申請受付
- 食品衛生・環境衛生に関する事務
- 食中毒等への対応
- こころの健康に関する相談

【問合せ】越谷市保健所（東越谷10-81）
☎973-7530（代表）

保健中心

为保持和增进市民健康，保健中心举办各种健康讲座，提供健康咨询以及实施各种健康诊察和体检。

问讯处：保健中心（市民健康课）　☎048-978-3511

●保健センター

市民の健康保持・増進のため、各種健康づくり講座、健康相談、各種健康診査・健診等を行っています。

【問合せ】保健センター（市民健康課）　☎978-3511

戒指取不下来的时候

请前往越谷市消防署或就近的消防分署。使用专门的工具（戒指刀具）安全地剪断戒指。因疾病等理由而无法前往消防署时，请打一下电话咨询。

问讯处：越谷市消防署　☎048-974-0136

●指輪が抜けないとき

越谷市消防署または最寄りの消防分署へ。専門の器具（リングカッター）で安全に切りはずします。病気などで消防署に出向けないときは、ご相談ください。

【問合せ】越谷市消防署　☎974-0136